

実践で使える保証の最新知識

平成29年に民法が改正され、その大部分が令和2年4月1日から施行されています。契約実務でも重要な保証制度は、法改正のたびに変更が加えられています。今回は法改正事項を中心に、実践で使える保証の知識をお伝えしたく、このQ&Aを用意しました。

Q 1 Xさんは、Yさんにお金を貸す際、その場にいたYさんの友人乙さんから「何かあつたら私が保証します」と言つてもらつた。これは保証契約として有効か。

証契約は書面でしなければ無効とされています（民法446条2項）。口頭で保証すると言われただけでは有効になりませんので、保証人となる乙さんと一緒に筆書きでもらう必要がありました。なお、保証契約書のようなしつかりしたものでなくとも誰のどのような債務を保証するのかが保証人自身が署名した書面から分かれば足りると考えられています。また、書面要件は電子契約のような電子データでも足ります（民法446条3項）。

Q2. Zさんは、YさんがXさんからお金を借りる際、Yさんの保証人になることとなつたが、Xさんから「保証契約にあたり、保証意思宣明公正証書を公証役場で作つてください」と言わされた。面倒だが公証役場まで行かなければならぬいか。

のための借金や手形割引を対象に含む個人保証・個人根保証については、保証契約の締結前から月以内に公正証書で保証債務を履行する意思を表示しなければ無効になりました(民法465条の6)。これを保証意図宣明公正証書と呼んでいます。この公正証書で強制執行はできません)。保証内容やリスクについてきちんと把握してもらう趣旨です。そのため、Yさんが事業のために借金をするという場合には公正証書を作成する必要があります。この「事業」は當利のものに限りませんので、例えばNPO法人の活動のための借金であっても事業性が認められます。

人が署名押印するなど一定の方
式が定められていますが(民法
465条の6)、契約により伝
える内容が異なりますので詳細
は債権者や公証役場に確認する
のがよいでしょう。

なお、保証意思宣明公正証書
は令和2年4月1日以降に結ぶ
保証契約に要求されますので、
それ以前に結んだ保証契約では
不要ですが、令和2年4月1日
以降に旧保証契約を更新した場
合には更新にあたり公正証書が
必要になります。

A 3. Zさんは、YさんがXさんからお金を借りる際、Yさんから懇願されて保証人となつたが、その後、XさんからもYさんからも連絡がなく、Yさんがきちんとお金を取り戻したのかどうか心配になつていて。ZさんはYさんの返済状況を確認することができるか。

んに返済状況を確認することができますが、Yさんが本当のこととを言わない可能性や連絡がつかない可能性があります。そのため、確実に情報を得るには債権者のXさんからYさんの返済状況を教えてもらう必要があります。

これまでには、保証人が債権者に主債務者の履行状況を尋ねても、守秘義務や個人情報保護義務を盾に回答が得られないケースがありました。これは債権者の保証人に対する情報提供義務が規定されていなかつたため



筆者紹介

田村 誠志(たむら まさし)
弁護士。船橋駅北口徒歩3分
あしたば法律事務所
電話:047-455-3944
契約等の案件処理を扱うほか各
団体に出張講義も行っていま
ので、お気軽にお問合せ下さい。

が、紙幅の制限もあり他日を期したいと思います。

(民法458条の3)、②主債務が事業のための債務や事業のための債務を含む根保証債務の場合で、債務者が保証を委託する際に保証人に財産や収支状況などを情報提供する(民法465条の10)といった規定も盛り込まれました。

これらの情報提供義務も、令和2年4月1日以降に結ぶ保証契約に適用されます。

自由業部会 | HandShake 6